

平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクト 事業実施報告概要

事業名	「舞鶴市基幹型障害児・者支援センター（仮称）構想」に係る調査研究
事業目的	障害者自立支援法の施行を背景に、発達障害も含め、身体、知的、精神、聴覚・言語の障害種別を問わず、障害児・者が地域で自立した暮らしを営むことができるよう、適切な支援、最良のサービスを提供するための支援策を研究する。
事業概要	<p>基幹型障害児・者支援センターの設置を標榜し、専門の分野が異なる既存の市内4つのセンターを統合するため、各センターの長、舞鶴市、並びに大学教授で構成する支援センター連絡会議を設置。様々な情報を提供しながら、計6回にわたり議論を実施。</p> <p>また、発達障害支援については法施行から歴史が浅く、既存の法人ではその理解も進んでいないことから、本市が実施した1歳6カ月児健診へのM-CHATの導入など平成19年度の事業をさらに拡充。</p> <p>さらに今年度の最終の研究成果を市民等に報告するため、舞鶴市が主催するシンポジウム等を2日間にわたり開催。</p>
事業実施結果及び効果	<p>◎実施結果</p> <p>①支援センター連絡会、及び市内4法人合意により、現行の相談支援センターを、障害種別を問わない4か所の包括的な地域支援センターとし、最終目標として総合的な基幹型障害児・者支援センターの設置を目指す。</p> <p>②児童デイサービス施設さくらんぼ園を新たな相談支援センターとして位置づけ、①同様、主に児童を中心とした地域支援センターとする。</p> <p>◎効果（平成21年度継続実施）</p> <p>①については、国の臨時特例交付金を活用しながら、障害者地域自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、事例研究会や合同研修会、政策研究会を開催する。②については相談支援事業所として具体的手続きに入る。</p> <p>※発達支援事業に関しては、市の独自施策に完全移行。ただし、さくらんぼ園の機能、療育内容、職員の在り方については、さらに専門性が求められるため、引き続き研究と検討を重ねる。</p>
事業主体	<p>〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市（児童・障害福祉課） TEL：0773-66-1033 E-mail：jido-syougai@post.city.maizuru.kyoto.jp</p>